

市内事業者 緊急支援事業！

緊急事態宣言などで売上が減少した事業者の方へ

10万円 を 支援 します！

令和3年2月8日現在

※対象となる事業者・申請方法等詳細については裏面をご確認ください。

対象

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、緊急事態宣言等の発出により、経済活動の制限を受け、売上が減少した市内中小企業・個人事業主の方のうち、次の①または②に該当すること

- ① 令和3年1月の売上が前年同月比で20%以上減少している事業者
- ② 令和2年2月から12月までに開業した事業者で令和3年1月の売上が、開業後最大の売上月と比べて20%以上減少していること（対象となる事業者の詳細については、裏面をご確認ください。）

申請①

Step 1 認定書の申請（西東京市産業振興課）

緊急支援事業の対象事業者であることを証明するため、認定書を発行します。

申請期間：令和3年2月22日（月）～5月24日（月）

※申請等に関する相談については、令和3年2月8日（月）から開始します。

申請②

Step 2 支援金の申請（西東京商工会）

申請期間：令和3年3月15日（月）～5月31日（月）

※ただし、予算上限額に達し次第終了（2,500事業者分の予算措置）

支援金額

固定費の支援として
一律 10万円

ホームページ

最新の
情報は
こちら



対象となる事業者（1～3のいずれかに該当）

1. 市内に店舗または事業所を有する中小企業及び個人事業主（※1）の方 （家賃や人件費等の固定費が発生しており、次の①または②に該当していること）

- ① 令和3年1月の売上が前年同月比で20%以上減少していること
- ② 令和2年2月から12月までに開業した事業者で令和3年1月の売上が、開業後最大の売上月と比べて20%以上減少していること

（※1）中小企業基本法第2条に規定されている中小企業及び個人事業主等

2. 市内で事業を行う事業者と賃貸借契約を結んでいる個人不動産オーナーの方

店舗または事務所として市内で事業を行う事業者に対し賃貸借契約を締結しており、かつ、緊急事態宣言等の影響を考慮し、その家賃の減額に応じたことにより、令和3年1月の不動産収入の売上が前年同月比で20%以上減少していること

3. 市内に店舗または事業所を有するチェーン展開の事業者の方（※Q&A参照）

令和3年1月の売上が前年同月比で20%以上減少しており、令和3年1月1日時点で、市内のいずれかの商店会に加入していること

申請方法 Step 1（認定書の申請）

申請書類を準備し、産業振興課へ郵送か持参で申請

申請期間：令和3年2月22日（月）～5月24日（月）

郵送の場合は必着となりますので、5月24日（月）の消印は無効です。

郵送：〒188-8666 南町5-6-13 西東京市 産業振興課 商工係 宛て

持参：西東京市役所 田無第二庁舎5F エレベーターホールに設置してある専用ボックスへ投函

- ◆申請書類については、別紙【認定申請必要書類チェックリスト】を参照し不足がないようご準備ください。
- ◆申請には、84円切手を貼った返信用封筒が必要です。（認定書返送用）
- ◆申請書類は5月24日（月）必着です。期日が過ぎて到着した書類については無効となりますのでご注意ください。
- ◆書留（簡易書留可）以外で郵送申請された場合の事故について、本市は一切の責任を負いません。

申請方法 Step 2（支援金の申請）

Step1で申請した認定書が到着した後、西東京商工会の専用ホームページからオンラインで申請

申請期間：令和3年3月15日（月）～5月31日（月）23時59分まで（2,500事業者分の予算措置）

◆オンライン申請の詳細については、西東京商工会へお問合せください。

注意事項

- ◆認定書は即日発行ではありません。
- ◆申請書類に不備があった場合は受付ができません。全て揃った時点での受付になりますので、ご了承ください。
- ◆認定書の申請受付開始当初は多くの申請が予想される為、認定書の返送までに2週間程度お時間をいただきます。
- ◆個人事業主の方は令和2年分の確定申告書類が必要になる為、認定書の申請前に申告を完了させておく必要があります。（法人の方は令和2年1月分の申告が完了していること。）
- ◆確定申告書類は、税務署に提出した書類のみ申請書類として認められます。（市申告の書類は対象外）

Q&A よくあるご質問

Q. 市内に複数店舗を所有している場合、複数店舗分の申請ができますか？

A. 複数店舗などを所有していても、1事業者につき一律10万円の支給となります。

Q. 一般社団法人やNPO法人も対象になりますか？

A. 対象になります。（中小企業基本法第2条に規定されている中小企業及び個人事業主と、常時使用する従業員数が同規模の法人に限る。）

Q. 支援金は課税所得の対象になりますか？

A. 課税所得の対象になります。（法人は益金、個人事業主は雑収入として計上）

Q. 固定費とはどのようなものが対象になりますか？

A. 家賃、広告宣伝費、光熱水費などの経費、社員の給与などの人件費が対象です。

Q. チェーン展開の店舗で対象になるのはどのような店舗ですか？

A. 対象となる事業者1に該当し、個人オーナー店であり、本社直営店舗ではない場合は対象になります。また、本社直営店舗の場合でも、令和3年1月1日時点で市内のいずれかの商店会に加入している場合は対象となります。（対象となる事業者3に該当）

Q. 市内に店舗または事業所を有していることがわかる書類とは、どのようなものが該当になりますか？

A. 開業届、営業許可証、ホームページ（住所掲載必須）等が該当します。（名刺は非該当）